第三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第四条第二号及び第三号並びに第五条第二号中「又は登録された仮通常実施権」を削る。

第十二条第二項中「又は登録された仮通常実施権」及び「又は仮通常実施権」を削る。

第十六条第四号を削り、同条第五号中「、通常実施権」及び「、仮通常実施権」を削り、同号を同条第四号とし、同条第六号中「又は通常実施権」を削り、同号を同条第五号とし、同条中第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を削り、同条第十号中「又は登録された仮通常実施権」を削り、同号を同条第七号とし、同条第十一号中「又は同法第三十四条の三第七項若しくは第八項の規定による仮通常実施権の消滅」を削り、同号を同条第八号とし、同条中第十二号を第九号とし、第十三号を第十号とする。

第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

第二十五条中「第三号」を「第二号」に改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条　削除

第二十七条中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求があつたとき、裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつたとき、又は第三条第四号若しくは第五号」を「第三条第三号又は第四号」に改める。

第二十八条第一号並びに第三十八条第一項第三号及び第六号中「又は仮通常実施権」を削る。

第三章第二節を削る。

第三章第三節の節名中「及び通常実施権」を削る。

第四十四条の見出しを削り、第三章第三節中同条を第四十三条とし、第四十五条を削り、同節を同章第二節とする。

第三章第三節の二の節名中「及び仮通常実施権」を削る。

第三章第三節の二中第四十五条の二を第四十四条とし、第四十五条の三を削る。

第四十五条の四中「又は登録された仮通常実施権」を削り、同条を第四十五条とし、第三章第三節の二を同章第三節とする。

第五十四条第一項中「第三号」を「第二号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　特許庁長官は、第三条第三号又は第四号に掲げる請求について、請求書を却下した決定が確定したとき、請求を却下し、若しくは請求を理由がないとした審決が確定したとき、又は請求の取下げがあつたときは、職権で予告登録の抹消をしなければならない。

第五十四条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「の抹消」を「の抹消」に、「抹消しなければ」を「抹消しなければ」に改め、同項を同条第三項とする。

第五十五条の四第一項中「若しくは通常実施権」を削り、「これらの権利」を「これ」に改め、同条第二項中「又は仮通常実施権」を削る。

第七十条を削る。

（実用新案登録令の一部改正）

第六条　実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「同令第三条第三号中「特許法第百八十三条第一項」とあるのは「実用新案法第四十八条第一項」と、同条第四号」を「同令第三条第二号中「特許法第七十四条第一項」とあるのは「実用新案法第十七条の二第一項」と、同条第三号」に改め、「又は登録された仮通常実施権」を削る。

第六条第四号中「、通常実施権」を削り、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第七条中「、第十七条」を「、第十八条」に改め、「、第二十三条」の下に「から第二十五条まで、第二十七条」を加え、「第四十五条」を「第四十三条」に、「第七十条」を「第六十九条」に改め、「、同令第十七条中「特許法第九十三条第二項」とあるのは「実用新案法第二十三条第二項」と」、「、同令第二十六条中「特許法第九十三条第二項」とあるのは「実用新案法第二十三条第二項」と、「同条第三項において準用する同法第九十条第一項」とあるのは「実用新案法第二十三条第三項において準用する特許法第九十条第一項」と、同令第二十七条中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第四項」とあるのは「実用新案法第二十一条第二項若しくは第二十二条第三項若しくは第四項若しくは同法第二十一条第三項若しくは第二十二条第七項において準用する特許法第九十条第一項」と」、「又は仮通常実施権」、「、同令第四十三条中「特許法第九十二条第三項又は第四項」とあるのは「実用新案法第二十二条第三項又は第四項」と」及び「、同令第五十四条第二項中「特許法第九十三条第二項」とあるのは「実用新案法第二十三条第二項」と、「同条第三項において準用する同法第九十条第一項」とあるのは「実用新案法第二十三条第三項において準用する特許法第九十条第一項」と、同条第三項中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第四項」とあるのは「実用新案法第二十一条第二項若しくは第二十二条第三項若しくは第四項若しくは同法第二十一条第三項若しくは第二十二条第七項において準用する特許法第九十条第一項」と」を削る。

（意匠登録令の一部改正）

第七条　意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「同令第三条第三号中「特許法第百八十三条第一項」とあるのは「意匠法第六十条第一項」と、同条第四号」を「同令第三条第二号中「特許法第七十四条第一項」とあるのは「意匠法第二十六条の二第一項」と、同条第三号」に改め、「又は登録された仮通常実施権」を削る。

第六条第二号中「、通常実施権」を削り、同条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第七条中「第四十五条」を「第四十三条」に改め、「第五十三条まで、第五十四条（第二項を除く。）、第五十五条から」を削り、「第七十条」を「第六十九条」に改め、「、同令第二十七条中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求があつたとき、裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつたとき、又は第三条第四号」とあるのは「裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつたとき、又は第三条第二号、第四号」と」、「又は仮通常実施権」、「、同令第四十三条中「特許法第九十二条第三項又は第四項の裁定による通常実施権があるときは、同時にその通常実施権」とあるのは「本意匠若しくは関連意匠の意匠権又は意匠法第三十三条第三項若しくは第四項の裁定による通常実施権があるときは、同時にその本意匠若しくは関連意匠の意匠権又は通常実施権」と」及び「、同令第五十四条第三項中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求」とあるのは「第三条第二号に掲げる請求」と」を削る。

（商標登録令の一部改正）

第八条　商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「場合において」の下に「、同令第二条第二号中「若しくは専用実施権」とあるのは「、専用使用権若しくは通常使用権」と」を加え、「又は登録された仮通常実施権」を削る。